森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十八号

森林組合法施行令及び組合等登記令の一部を改正する政令

内閣は、森林組合法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条第一項、第八十八条の五第一項、第八十八条の九、第百八条の七、第百八条の十一、第百八条の十五及び第百八条の十九の規定に基づき、この政令を制定する。

（森林組合法施行令の一部改正）

第一条　森林組合法施行令（昭和五十三年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号中「議決」を「決議」に改める。

第十六条第一項中「、第百十五条第一項」を「並びに第百十五条第一項」に改め、「並びに第百十六条」を削り、同条第五項中「、第百十五条第一項」を「又は第百十五条第一項」に改め、「又は第百十六条」を削り、同条を第二十二条とし、第十五条を第二十一条とし、第十四条を第二十条とし、第十三条を第十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（出資連合会の吸収分割について民法を準用する場合の読替え）

第十六条　法第百八条の七の規定により民法第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」と読み替えるものとする。

（出資連合会の吸収分割について自動車抵当法等の適用がある場合に準用される民法の読替え）

第十七条　法第百八条の四第一項に規定する吸収分割についての自動車抵当法第十九条の二第二項、航空機抵当法第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法第二十四条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の四第一項に規定する吸収分割連合会」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割連合会及び同項に規定する吸収分割承継連合会」とする。

（新設分割について民法を準用する場合の読替え）

第十八条　法第百八条の十五の規定により民法第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割承継連合会」と読み替えるものとする。

（新設分割について自動車抵当法等の適用がある場合に準用される民法の読替え）

第十九条　法第百八条の十二第一項に規定する新設分割についての自動車抵当法第十九条の二第二項、航空機抵当法第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法第二十四条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第百八条の十二第一項に規定する新設分割組合等」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する新設分割組合等及び同法第百八条の十三第一項第一号に規定する新設分割設立連合会」とする。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「第九十八条の三第一項」を「第九十八条の九第一項」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（出資組合の吸収分割について民法を準用する場合の読替え）

第八条　法第八十八条の五第一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百九十八条の十の規定を準用する場合においては、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」と読み替えるものとする。

（出資組合の吸収分割について自動車抵当法等の適用がある場合に準用される民法の読替え）

第九条　法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割についての自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）第十九条の二第二項、航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）第二十二条の二第二項及び建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二十四条の二第二項において準用する民法第三百九十八条の十の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「分割をする会社」とあるのは「森林組合法第八十八条の二第一項に規定する吸収分割組合」と、「分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社」とあるのは「同項に規定する吸収分割組合及び同項に規定する吸収分割承継組合等」とする。

（組合等登記令の一部改正）

第二条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第二十四項を第二十五項とし、第二十三項を第二十四項とし、同条第二十二項中「第十五項」を「第十六項」に、「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十項及び第二十一項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

15　第十四条第二項及び第三項の規定は、森林組合又は森林組合連合会の吸収分割又は新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中森林組合法施行令第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

法務大臣　三好　雅子
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三